# 令和4年度

福島県環境審議会議事録 (令和5年2月16日)

# 1 日時

令和5年2月16日(木) 午前 10時00分 開会 午前 11時35分 閉会

#### 2 場所

杉妻会館3階 百合(福島市杉妻町3-45) なお、一部委員はリモートにより参加した。

## 3 議題

- (1) 令和5年度水質測定計画について
- (2) 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域の設定に関する県基準について
- (3) その他

# 4 出席委員

委員22名中出席15名

飯島和毅、石庭寛子、小野広司、國分一幸、今野万里子、須佐真子、髙野イキ子、 丹野淳、中野和典、二瓶恵美子、沼田大輔、橋口恭子、古川広子、星明彦、 油井妙子 以上15名(五十音順)

※ 上記のうち、今野委員、丹野委員、橋口委員、星委員はリモートにより参加した。

## 5 欠席委員

安斎康史、武田憲子、新妻和雄、西村順子、肱岡靖明、藤田壮、門馬和夫 以上7名(五十音順)

## 6 事務局出席職員

(1) 生活環境部

久保克昌 部長

星正敏 環境共生担当次長

濱津ひろみ 環境共生課長

小池由浩 水·大気環境課長

坂井俊文 生活環境総務課企画主幹

(2) 危機管理部

三浦俊二 放射線監視室長

# 7 結果

# (1)開会

## (2) 挨拶 久保生活環境部長

## (3)議題

議題については、中野和典委員を議長として審議を進めた。なお、議事録署名人として、議長より飯島和毅委員と今野万里子委員が指名された。

## ア 令和5年度水質測定計画について

事務局 (小池水・大気環境課長) から資料 1-1、1-2、1-3、参考資料 1-1、1-2、1-3により説明し、了承された。

質疑については以下のとおり。

## 【沼田委員】

御説明ありがとうございました。専門外ですが2つあって、1つ目は資料1-3、水質測定計画(案)というところの別表1と別表2というのが3ページと4ページにあるのですが、ここの合計の数字が別表1と別表2でどうしてずれるのか、というところがあまり理解できないです。河川の数が別表1と別表2でずれている。湖沼と海域は同じ数なのにどうして河川がずれるのか、というところを教えていただきたいというのが1点。

もう1点は参考資料1-2、地下水の水質測定結果をパラパラと今見ていたらほとんどの箇所が環境基準を超過していないみたいなのですけれども、唯一たくさん数が見えるのが資料6ページ目の喜多方市長内周辺地区。環境基準超過が16もあるのだと思いました。事業者への指導をきちんとすると書いてあるのですけど、こういう16も環境基準超過している場所があることを審議会以外の場で住民に共有する場というか住民に情報提供されているのか、というこの2点をお伺いしたいと思いました。よろしくお願いいたします。

## 【事務局】

はい。御質問ありがとうございます。別表1と別表2の数字の関係は確認させていただきますのでしばらくお待ちください。

資料1-2の地下水の水質測定結果のところで6ページ、喜多方市長内周辺地 区調査でございますけれども、こちらにつきましては対象となっている工場にお きまして事業場内の土壌汚染の状況を調査した結果、事業場の中で土壌汚染が見 つかったというような事案でございまして、それを受けまして周辺の井戸につい て調査を行っていたところでございます。

その結果、周辺の井戸からもふっ素を中心として環境基準を超える汚染井戸が 確認されたということでございまして、こういった環境基準超過が確認された井 戸につきましては地元の市の協力を得ながら井戸所有者に対しまして飲用指導 なりそういったものを実施しているところでございます。またこういった汚染が 確認された井戸について継続的に調査を実施しているところでございます。

この事業場につきましては現在、原因となっている土壌汚染の除去の措置を実施中でございまして、その実施の状況について県としても確認をしているところでございます。

また事業場におきまして、こういった汚染土壌の措置の状況、周辺の井戸の状況についてなどは周辺住民の方を対象に説明会などを実施しながら対策をとっていくというようなところでございまして、県といたしましては事業場での対策の実施状況を確認していくとともに、こういった周辺で汚染されている井戸についても継続的に調査をしながら対策による効果等を確認していくというような状況でございます。

続きまして、資料1-3の3ページから4ページ目にかけての別表1の合計欄と4ページの合計欄ですけれども、4ページ目の上にあります別表1の表の下欄のところで別表1の表につきましては全ての測定地点、ローリング調査とかそういったものを含めての今年度、来年度、調査をしないような測定地点などを含めて全ての測定地点を記載しているものでございます。令和5年度に測定を実施しないローリング地点とかそういったものを含んでの数値になっておりますので別表1と別表2の数値が違うというような形になっております。

# 【中野議長】

はい。ありがとうございました。それでは質問を飯島委員のほうからお願いします。

#### 【飯島委員】

私も喜多方市の井戸のところなのですが、参考資料1-2の令和3年度の報告だとふっ素、それから全シアンとふっ素が検出されましたということだったのですけれども、今年度の測定計画83ページ、84ページを見ると全シアン、それからふっ素をやられているのですが、ほう素とひ素もやられている。これはほう素とかひ素も検出されているのか、ということとふっ素のほうはこの地区、今年度41の地点でやられるのですが、全シアンとひ素の測定地点数がすごく限られているのですけれども、これはどういう考え方で測定地点を絞ってしまったのか、この2点を答えていただきたい。

#### 【事務局】

はい。御質問ありがとうございます。この地区周辺の井戸につきましては、全シアンとふっ素については環境基準を超えて検出されているというようなところもありますけれども、その他の項目については環境基準を超えてはいないものの検出が見られるというような井戸があるというようなところでございます。

そして、そのために環境基準を超えているだけではなくて検出が基準以内であっても検出が見られるものについても測定を実施しているというような状況で

ございます。

また、各項目によって汚染状態の広がりが異なっておりまして、特に事業場のほう、すぐ近くのところですとふっ素とか全シアンが基準を超えていて他の物質も検出されているような状況が見られますけれども、距離が離れますとふっ素だけしか検出されない。そういうようなところも見られますので、そういった事業場からの距離に応じてそれぞれの各検査項目というものもなるべく選択をしていくというところでございます。

# 【中野議長】

質問の意図は安全かどうか確認するための測定なので安全側をみて、もうちょっとやったほうがいいという意見でしょうか。

## 【飯島委員】

はい。やはり全シアンが境界のところでは出た、それから地点数34から41 まで増えているということは広がっているということが見えているのだろうな というようなことで、もう少し広がっているということを考慮して地点数を増や したほうがいいのではないのか?というふうに思ったのですが。

今の話だとたぶん、どこから出てどう流れていくということが全シアンに関しては把握できそうなので、この流れに沿って、もし検出されるとしたらここで検出されるだろうというところをまずやっておいて、それでまたそこで検出されたら広がりを考慮して追加測定などを検討する。そういうことでまず、流れてきたらここで検出されるだろうというところに網を張っているからと理解しました。

## 【中野議長】

非常にわかりやすく解説していただいてありがとうございます。

はい。他にございませんでしょうか。

最後に参考資料1-3の事案を私のほうから事務局にお願いして付けていただいた経緯があります。大腸菌群数と大腸菌数の数値の違いを見て、みなさんびっくりされると思うのですけれど、要は大腸菌群数というのは大腸菌ももちろん入りますが、それ以外のところでもたくさんあります。

法律の関係上、大腸菌群数で計っていると猪苗代湖はもしかしたらふん便汚染されているのではないか?というみなさん危惧されていたのですけれども、そうではない可能性が今回の調査で出たのですね。これたぶん現時点では普通、発表しないのですけれど、1年間揃う前に良い結果が出ているのであれば速報的に審議会の中で教えていただいてもいいのではないのでしょうかと、ちょっと事務局に私から頼んで出していただいたものだということを紹介させていただきます。

みなさん、ここを指摘しなかったものですから私のほうから補足ということで。 飯島委員。どうぞ。お願いします。

## 【飯島委員】

たびたびすみません。公共用水域ですけれども、ちょっと基本的な考え方を教えていただきたいのですが。資料1-2の2ページのところで測定回数とか項目のところ、過去の検出状況や土地利用状況から水域において測定回数を特定するとあるのですけれども、過去の検出状況はわかるのですが土地利用状況、もし、こういう場所に近いところ、こういう場所を流れている水域はこういう根拠がありますという基本的な考え方がもしあれば教えていただきたい。

あと、試料を採取したり測定をしたりする時の河川の流況ですね。測定する時の流れ方とかをきちんと考慮をして測定されているのかどうか、要するに台風直後の水が流れていく時と晴れた日のゆるゆる流れている時ではだいぶ違うのではないのかと思うのですが、そういったことを考慮した測定をされているのかどうか。

それから3点目はちょっと確認なのですけれども、資料1-2の3ページ「4要監視項目調査の概要」の測定地点数がこちらの資料1-3のほうの41ページの地点数とちょっと合わないような感じがしたもので。資料1-2の測定地点数12なのか、それとも資料1-3の41ページだと17箇所くらいあるようなのですけれども、どういうふうに見ればいいのか、そこは確認して教えていただければと思います。

#### 【事務局】

はい。御質問ありがとうございます。まず健康項目の土地利用状況についてというような話もございますけれども、健康項目の調査の件につきましては…。

#### 【中野議長】

すみません。もしお時間かかるようでしたら、のちほどメールででも委員の先生に御回答いただくような形でもかまいませんが。

#### 【事務局】

わかりました。2つ目の御質問の流況の状況に応じてというような部分でございますけれども、公共用水域とかの常時監視につきましては国の全国一律のマニュアルというものがある程度、決められておりまして、その中で特に水害とか大雨が降った後の特に濁りが生じるとかそういったところはなるべく避けるというようなことになってございます。できるだけ平時の流況の状況において測定するとかそういうような形になってございますので、そういった状況で測定をしてございます。

あと3つ目の要監視項目の調査地点に関しては大変申し訳ございません。失礼いたしました。資料1-3別表8の数字のほうが正しい数字でございまして、別紙1-2の3ページの4番目の測定地点につきましては17地点となります。

大変失礼いたしました。

#### 【中野議長】

はい。ありがとうございました。

それではたぶん測定地点というものは変わってないので土地利用状況は具体的には今回は何も変わってないと思いますが、どんな場合があるのか、ということでございますので、また後でお願いいたします。

## 【中野議長】

他にございますでしょうか。特になければ令和5年度水質測定計画の議題について何か御異議があるというわけではございませんでしたので、この内容として審議会では了承し答申する方向としていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。オンライン参加者の方、ありませんか。大丈夫でしょうか。

(意見なし)

はい。ありがとうございます。それではこのような方向で進めさせていただきます。

## イ 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域の設定に関する県基準について

事務局(濱津環境共生課長)から資料 2-1、2-2、2-3、2-4、参考資料 2 により説明し、了承された。

質疑については以下のとおり。

# 【沼田委員】

ご説明ありがとうございました。事前に質問を出していたわけではなく今日お 話を伺っての質問です。ふと思ったのは資料2-3の3ページ目のところに色々 と促進区域に設定することが適切でない区域と書いてあるのですが、防災とか森 林とかは、なるほどと思っているのですけれども景観・文化財は確かにそうかもし れないなと思う一方で、いろんな方がお越しになるところで仮に普及啓発という のを考えるとこういうところに太陽光がちゃんとある、そういったことも、ある意 味、良い啓発になると考える。だが、そこは「促進区域に含めることが適切でない」 と書いてあるので、促進区域に無理に入れなくてもいいのかもしれない。規制する ものではないが促進するほどでもない、という意味でもここに記載しているのか と思う。せっかくのいい場所であり、資料の6ページを見ると、事業効果的なこと が書いてあって、環境教育への活用とか地域づくりの取組というのも書いてある。 景観・文化財、一概にダメですとしてしまいすぎずに、資料の4ページのところの 配慮が必要な区域というところに景観・文化財は移動させてもいいのかなとふと 思いました。一方で景観配慮が必要な区域というところに景観という話も入って いる。そのあたりのさじ加減をどのように考えているか教えていただければと思 います。よろしくお願いします。

#### 【事務局】

御意見ありがとうございます。御意見いただいたとおり、県の除外区域に定められたからといって、そこに太陽光発電設備を設置することができないわけではあり

ません。

今回、除外区域とした区域につきましては、それぞれの規制のある区域の規制度合いが高いと言いますか、法律等で最も守るべきところ、保全すべきところと定められたものについては除外すべき区域とし、それよりも規制は厳しくないけれども配慮が必要、考えたほうが良いというものについては4ページの配慮が必要な区域という分類にしておりまして、これにつきましては法令や条例を所管する関係部署等と協議しながら定めたところでございますので、御理解いただきますようお願いいたします。

## 【中野議長】

はい。ありがとうございます。

オンライン参加の丹野委員から質問がきました。お願いします。

## 【丹野委員】

2点ほど教えていただければと思います。先程の資料の2-4の3番目、その他というところの関連している形になるかなと思うのですけれども、今回、太陽光と風力の基準の策定中ということで、再生可能エネルギーにも様々なものがあるかなと思います。その他でいうと、バイオマス関係を今後取り入れていくのに当たって、市町村の動きを見つつというのが書いてあったのですけれども、具体的に県としてどのような形で市町村の動きを把握していくのかというところが知りたい。もうひとつは県として例えば、バイオマス推進の都市形成を進めていくとか県として全体的な方針やきざしみたいなものがあるのかどうか。2点ほどお伺いさせていただければと思います。

#### 【事務局】

まず1点目でございます。市町村の動きをどうやって捉えていくのか、ということでございますが、今回の基準設定に当たりましても市町村に「促進区域を設定したいか。」ですとか、「基準について意見があるか。」等、市町村と日頃から照会などを通して情報収集や連絡を取り合っております。

その他の再生可能エネルギーの導入に関することですけれども、これにつきましてはエネルギー課というところが所管しているのですが、福島県再生可能エネルギービジョン等を定めておりまして、太陽光、風力、小水力、地熱、バイオマス、これを将来的にどれだけ導入していこうというような目標を定めているところです。

#### 【丹野委員】

はい。ありがとうございました。

## 【中野議長】

はい。ありがとうございます。オンライン参加の今野委員から質問があがっております。今野委員お願いします。

## 【今野委員】

陸域のほうで促進に適しているかそうではないかというところが記載はされているのですが、洋上風力発電というのも結構盛り上がってきている部分もあるので、 海がある福島県としては、その規制はどうなっているのか質問です。

## 【事務局】

それにつきましては、資料2-3の9ページを御覧いただきたいのですが、そこに国の基準というものを記載させていただいております。「国の基準」の「促進区域から除外すべき区域」の下段を御覧いただきたいのですけれども、洋上風力発電につきましては、別の法律がございます。洋上風力発電の促進区域につきましては、経済産業省が促進区域を設定するという仕組みとなっておりまして、今回、地球温暖化対策推進法に基づく促進区域から除外されております。

## 【今野委員】

ありがとうございました。

## 【中野議長】

はい。ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

特段ないようですね。今回示された太陽光、風力以外については、市町村などの動きを配慮して調整していくということでした。

今回審議していただいた資料2-2に対して大きくここ変えたほうがいいのではないかということはなかったと判断します。これも答申しなければいけないのですが、この議題も審議会として了承し、答申するという方向でよろしいでしょうか。 (意見なし)

特になければ、このような方針で進めさせていただきます。

#### ウ その他

事務局(坂井生活環境総務課企画主幹)から資料により説明した。質疑については以下のとおり。

#### 【沼田委員】

非常に興味深い取組だったなと思っているんですけど、来年度、より良い取組になるために一つだけ提案させていただきたいと思います。

私の授業を見てる学生、大学院生などもいろいるんですけど、隣の栃木県の職員さんも私の学生だったりします。栃木県もこういう講座をやっているみたいなのですが、「すごくユニークな取組なんだよね。」と自慢されたのが、例えばごみの行政をやられている方なんですけど、このような県民講座のときにごみ収集のトラックのパッカー車が本当に来てくれて、それでごみ収集のトラックの中がどうなっているのか開けてくれたりとか、実際にパッカーで潰すとどういう感じになるのかっていうのをリアルに、目の前でやってくれるらしいです。小学校とかで。「それが大人気なんだよね。あっという間に埋まるんだよ」っていう話をされていたんですけど。

こういう講座を聞くだけでなく、リアルに目の前で何かが展開されるような、 それが現場の見学につながるような展開、面白い展開、あっと驚くような展開を ぜひ探っていただきたいなというお願いです。よろしくお願いします。

## 【事務局】

我々といたしましても、やはり生活環境部のお仕事、環境ですとか、人の暮ら しに関わるような部分ではございますが、なるべく多くの人にPRさせていただ きまして、知っていただいて、実際に取り組んでいただく、自分事としてとらえ ていただきながら取り組んでいただく、というところに結び付けていくというこ とが至上命題だと思っております。

今ほど沼田委員からも御提案いただきましたが、やはり実体験に基づくような 取組ですとか、知識だけではなくて記憶に残るような取組というところも非常に 有効ではないかと考えておりますので、どの部分であればできるのかというとこ ろから、実際に部内の担当課等とも相談させていただきながら、できる範囲でな るべく取り入れていきながら工夫してまいりたいと思います。御意見ありがとう ございます。

# 【中野議長】

他は何かございますか。

# 【髙野委員】

この出前講座の件なんですけれど、月曜日から金曜日までとの制約はあるんでしょうか。それとも土曜、日曜でも出前講座に伺っていただけるのかお聞きしたいと思いました。

#### 【事務局】

基本は月曜から金曜までが我々の勤務時間であるということがありますが、こちらにつきましては、例えば土日に開催されますようなイベントにお邪魔してみたりですとか、活動団体さんの都合によりまして平日はお仕事されている方も多いので、「集まってできるのは土曜日、日曜日だけなんだよね」という声もいただいております。実際に今年も土日を含めてお邪魔させていただいておりますので、こちらをまずは御相談をいただきながら、日程の方がうまく合えば、対応してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

# 【二瓶委員】

単純な質問でございます。本日の資料を見ていて、表記の問題なんですけれど、「ふっ素」という表記があります。私たちが「ふっ素」と普通に書くときはカタカナで「フッ素」っていう書き方をするんですけれど、この資料はすべてひらがなで「ふっ素」となっています。この違いは、公文書じゃないですけれど、こういうときにはひらがな表記にするということが、なにかあるんですか。例えば障がい者の場合は、公的な文書は今みんなひらがなですよね。障「がい」の字が。

そういったところで何かがあって、ふっ素という表記がひらがなになっているのか、そこをちょっと教えていただければ。お願いいたします。

## 【事務局】

ふっ素の表記でございますけれど、環境基準を定める告示とか、そういった法 律上で記載される時は通常はひらがなとなっています。

もし我々の資料の中で混在している部分があるというのであれば、注意したいと思います。

# 【二瓶委員】

今後私たちも使うかもしれないので、ありがとうございます。

## 【中野議長】

私のほうからは、この県民講座をこれからもっと広げるということですが、このテーマは相談しながら決めるんですか。例えば過去の事例を見て、「これがいいな」っていう風に決まるのか、もっと拡大というか、要望に応じてテーマを広げられるのかその辺が分からなかったもので。

## 【事務局】

過去の事例に合わせてというのも可能でございます。これ以外にも県のホームページのほうになるのですが、出前講座としてこういうことができますよというところの一覧表を掲載させていただいております。

この一番上にあります会津学鳳中学校さんのように、今回は環境かなというところで例示はさせていただいておりますが、もともとやっている出前講座としましては、ユニバーサルデザインですとか、SDGsの5番目のマークになりますが、ジェンダーというところで女性の活躍の推進ですとか、あとはここにも書いていますが、ごみの問題、地球温暖化の問題といった形で幅広く明文化されております。そちらの中から選んでいただいて、合わせてSDGsも聞きたいなというところは、こちらも御相談に応じながらオーダーメイドで組んでいくところになっております。まずは興味をもっていただいて、地球温暖化やごみといったところであれば、希望があれば言っていただきたいと思いますし、県民講座というところで何から入っていけばいいか分からないということであれば、御相談をいただければ、まずは身近なところでごみとエシカル消費を組み合わせてお邪魔してみますか、といったところも御相談に応じて対応できますので、御興味を持たれた場合はまずは御一報いただいて、御相談いただければ、具体の内容を考えていきたいと思います。

#### 【中野議長】

そこは、生活環境部主体の話でしたが、いろんな部門でも大丈夫ととらえました。SDGsもたくさん部門がありますので、これに限ったことではないんだろうと思っていたんですけど。

## 【事務局】

まずは我々生活環境部としての仕事をやらせていただければと思っていますが、他の部のテーマであれば、出前講座が可能かどうなのか、それぞれ部局のほうでも出前講座のリストを県のホームページのほうに載せております。県民広聴室というところがございまして、県で実施している出前講座一覧というところがホームページには載っているんですが、どこの部がやっているのか県民の皆様には分かりづらいところもございます。御相談いただければ、保健福祉部の所掌であれば保健福祉部のほうに対応可能かどうなのかというところをお繋ぎ等はできますので、まずは御相談のほうをいただければと思っております。

# 【中野議長】

まずはその入り口の分かりやすさを改善することができそうだなと思いましたので、ぜひそちらのほうもお願いいたします。

他にはないでしょうか。では、事務局から。

## 【事務局】

先程、飯島委員のほうから水質測定計画の中で健康項目の測定が土地利用の状況に応じた測定回数を決めるということについて御質問を受けていました。

公共用水域における健康項目の測定回数につきましては、基本的には年2回という形で、それを基本に我々進めているところではあるのですが、測定地点の周辺に有害物質を使っている工場が無いとかそういったような場合については測定回数を年1回に減らすとか、まったくそういう状況が広範囲に見られないというときには項目自体を減らしたりしています。

また、先程のふっ素の表記の件で、環境法令上ではひらがなを使ってはいるのですが、医療分野とかそういうふうなところでは、もしかするとカタカナを使われているところがあるかもしれませんので、そのときの状況に応じて使い分けているようです。

#### 【中野議長】

はい。では、予定していた議題は以上になりますが、その他、会場の委員のお 皆様、オンライン参加の皆様、事務局から何かございますか。

特になければ以上をもちまして本日の審議会を終了したいと思います。円滑な 審議に御協力いただきまして、ありがとうございました。

# (4) 閉会

中野会長、委員の皆様、ありがとうございました。

本日の審議結果を踏まえまして、御了承いただいた議題1の「令和5年度水質測定計画」と、議題2「地域脱炭素化促進事業の対象となる区域の設定に関する県基準について」につきましては、会長との調整の下で、答申をいただきたいと思います。

以上で、福島県環境審議会を終了いたします。本日はお忙しい中、御出席いただきありがとうございました。